

大阪府市エネルギー戦略会議緊急声明

「大飯原発3号機・4号機は、節電要請期間終了後ただちに停止を」

1. 大阪府市エネルギー戦略会議は、大飯原発再稼働に当初から反対してきました。
当会議は大飯原発再稼働の前提として、本年4月10日に「原発再稼働の8条件」を提言しました。6月9日には「原発再稼働に関する緊急声明」を発表し、大飯原発再稼働にはあくまでも反対であること、また、再稼働が強行された場合でも今夏の節電要請期間が終了したら再び停止することを政府および関西電力に要請しました。(別添1、2参照)
2. 政府と関西電力の電力需給見通しは過度に厳しかったことが、判明しました。
今夏の節電要請期間は9月7日に終了しますが、これまでのところ、電力需給は、中・西日本全体でみるとかなりの余裕があったことが判明しており、今後も、需給がひっ迫する可能性は極めて低く、政府と関西電力の電力需給見通しは過度に厳しかったことが判明しました。(参考資料「今夏の電力需給状況」)。
また、当会議はかねてより、関西でも関東並みの節電が可能であること、地域間融通などにより多く期待できることなどを指摘してきましたが、これらは概ね妥当であったと裏付けられました。政府の需給検証委員会も、大飯原発を再稼働しないままでも、電力制限令の発動が不要であるとしていました。
それにもかかわらず、本年6月8日、政府は、「国民生活を守る」として、安全が確保されていない大飯原発の再稼働を決断しましたが、その判断は納得できるものではなかったことが改めて確認されたと考えます。
政府および電力会社が、このまま国民に対して正当な説明責任を欠いたまま、原発を再稼働することは許されません。
3. 原発の安全と使用済み核燃料の問題が放置され、原発再稼働の8条件は全く満たされていません。
原発の安全に関する政府の取り組みは、全く進展していません。
(1) 昨年3月に発生した福島原発事故の原因も完全には解明されておりません。政府自身が暫定的だと認めた原発の安全基準は改定されておらず、活断層の調査も未了のままです。使用済み核燃料の問題も放置されています。
(2) 原子力規制委員会および原子力規制庁の設立についても、国会の福島原発事故調査委員会の提言(委員候補者の公正な選定手続きおよび原子力規制庁職員への例外なきノーリターンルール適用等)が考慮されないまま進められており、これらの組織の独立性確保は困難になっています。
したがって、この様な状況のまま大飯のみならず他の原発についても、再稼働を行うことは到底認められません。
4. 電力料金の問題は別途公正な議論と精緻な査定が必要です。
電力需給の問題がほぼ解消された以上、残るは化石燃料費の増加による電力会社の経営問題です。これは、値上げという形で安易に消費者に負担を転嫁すべきではなく、別途議論して公正に解決策を探るべきです。万が一値上げとする場合にも、少なくとも東京電力の時以上に精緻な料金査定が行われるべきであり、電力会社の最大限の経営合理化を前提とすべきです。

以上の事情を考慮した結果、当会議では、大飯原発の稼働に反対する立場を変更する必要はなく、今後も堅持すべきとの結論に達しました。

よって、当会議の委員はその総意をもって、政府および関西電力に対して、遅くとも節電期間終了後ただちに大飯原発を停止することを強く要請します。

平成24年9月4日

大阪府市エネルギー戦略会議
座長 植田和弘

「原発再稼働の8条件」

- 1 国民が信頼できる規制機関として3条委員会の規制庁を設立すること
- 2 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと
- 3 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること
- 4 事故発生を前提とした防災計画と危機管理体制を構築すること
- 5 原発から100キロ程度の広域の住民同意を得て自治体との安全協定を締結すること
- 6 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現が見通せること
- 7 電力需給について徹底的に検証すること
- 8 事故収束と損害賠償など原発事故で生じる倒産リスクを最小化すること

「原発再稼働に関する緊急声明」

政府は、関西電力大飯原子力発電所第3号機・第4号機の再稼働に向け、最終手続きを進めています。

当会議は、再稼働の8条件を提示していましたが、いずれの条件も満たされていません。

しかも、細野大臣は、安全基準が暫定的であること、すなわち不完全であることを認められ、野田総理もこの考え方を追認されたと承知しています。

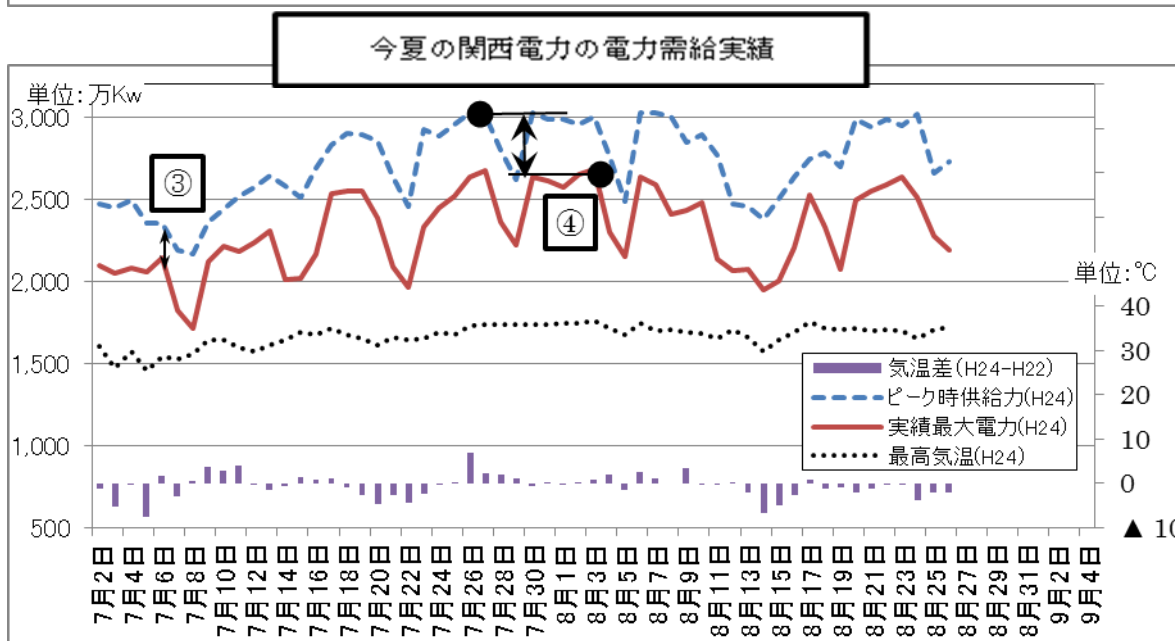
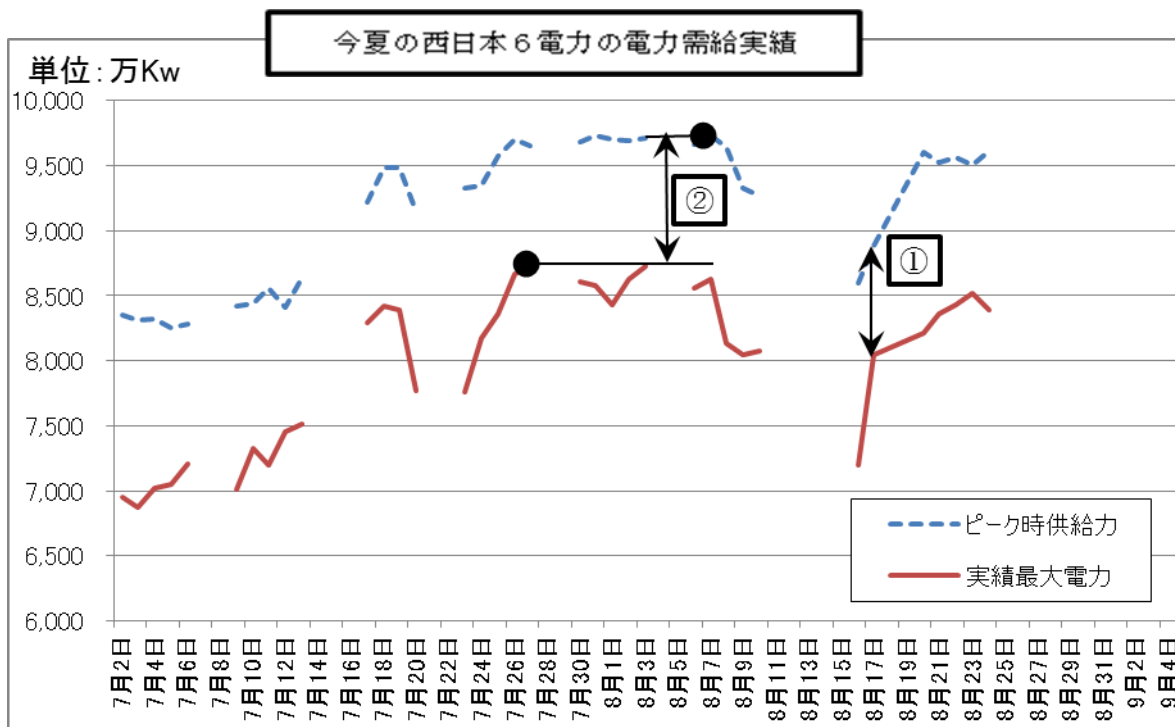
にもかかわらず、再稼働を強行することは、安全をないがしろにし、福島事故の教訓を全く無視するものであり、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという多くの国民の願いに真っ向から反するものと考えます。当会議としては、到底容認することができません。

また、原発再稼働なしで今夏を乗り切るため、関西全域のみならず、全国的に、節電に向けた国民の取り組みが進められています。今回の動きは、こうした取り組みに対して、水をかけることにもなりかねません。

以上の認識に立って、当会議の委員はその総意をもって、政府および関西電力に対し、以下の事項の実施を強く要請します。

1. 今般の判断にあたっての安全基準はあくまで暫定的なものであり、福島原発事故の反省に立った十分な安全性は確認されていないことを、政府の責任において、国民に明確に説明すること。
2. 安全性が確認されていない以上、再稼働は必要最小限の期間にとどめること。すなわち、9月の節電要請期間を過ぎたら、直ちに稼働を再停止すること。当該運転期間においては、事前に検討する特別な安全対策を可能な限り実施すること。
3. これまで当会議で提案してきた“節電”を“発電”と捉えるネガワット取引など、構造的な省電力社会を実現するための節電対策は、再稼働とはかかわりなく、徹底して推進すべく、政府および関西電力の双方において、あらゆる手段を講ずること。
4. 福島事故の教訓を十分に活かし、国民の信頼に足る、新たな原子力規制機関を創設すること。そのため、国会の原発事故調査委員会が近々、原因究明と新たな安全規制のあり方に関する提言をまとめた報告書を提出する見込みなので、これを十分に踏まえたものとする。
5. 新たに創設する原子力規制機関は、いわゆる原子カムラとの関係を完全に断ち、真に独立した、かつ必要な能力を備えた機関とすること。そのもとで、全く新たな国際標準の安全基準を作り、厳格な安全審査を全ての原発に対して実施すること。
以上を担保するため、制度として、最低限、以下の措置を講ずること。
 - 1) 新たな原子力規制機関は、独立性の確保された三条委員会とすること。
 - 2) 推進官庁、原子力電源を有する、あるいは、今後有しようとする電力会社、原子炉メーカーなどの原子力推進事業者からの出向禁止（ノーリターナルルール）など、原子カムラとの遮断を徹底すること。
 - 3) 外国人を含む専門的かつ高度な知見を有する人材を積極的に任用すること。
 - 4) 全ての原発について、最新の知見に基づく安全対策、いわゆるバックフィットを必ず求める制度とすること。
6. 過酷事故が生じた場合の対策が全くとられていないことに鑑み、国は、大飯原発で過酷事故が生じた場合の放射性物質の拡散予測などのシミュレーションを直ちに実施し、再稼働前に国民に公表するとともに、100km圏内の住民を対象とした避難対策、被ばく防止対策を定め、避難体制を確立すること。
7. 関西電力は、過酷事故が生じた場合のあらゆる損害を補償するための保険契約締結を検討すること。万一保険契約の締結ができない場合は、政府が責任を持ってこれに代わる措置を講ずること。

今夏の電力需給状況



- ①ピーク時供給力と実績最大電力の差が最小
→8月17日_8,888万kW - 8,046万kW = 842万kW(原子力7基分の余裕あり)
- ②ピーク時供給力(最大値: 9,734万kW_8月7日)と
実績最大電力(最大値: 8,737万kW_7月27日)の差
→997万kW(原子力8基分の余裕あり)
- ③ピーク時供給力と実績最大電力の差が最小
→7月6日_2,357万kW - 2,145万kW = 212万kW
- ④ピーク時供給力(最大値: 3,029万kW_7月26日)と
実績最大電力(最大値: 2,682万kW_8月3日)の差
→347万kW

【ご注意】

西日本6電力の、ピーク時供給力は、インターネット上の非公式データを含むため注意を要します。

実績最大電力及び気温は、資源エネルギー庁のデータを利用しています。